# とものけんりこ

2008.3.6 発行

まっぽうし まらい にな 札幌市は、未来を担う子ども一人ひとりの権利の保障が推進される社会の実現をめざし、「子どもの権利条例」 の制定に向けた取組を進めています。一緒に、子どもの権利について考えましょう!!

「子どもの権利条例検討会議」では、より良い条例にするための工夫と、子どもの権利侵害 からの教済制度について、合計12回におよぶ熱心な議論を行い、平成20年2月に、「答論書」 を作成し、札幌市に提出しました。札幌市では、この答申をもとに、条例素案を策定。現在、 この素案に対する市民意見の募集(パブリックコメント)を実施しています。



#### じょうれいそあん 条 例素案の内容

~当初の条例案に対する修正の方向性~

### 子どもの権利行使に伴う制限

とうしょ しょうれいあん 当初の条 例案では「他人の権利を尊 重 しなければなり ません」と定めていましたが、これだけでは公共に対する 配慮が読み取りにくいため、前文に「権利行使の経験を通 して規範意識を育んでいく。」という趣旨を追加しています。

#### 子どもの権利を保障するうえでの大人の役割

第一義的な責任者である保護者の役割を、市民が再認識 できる規定にするため、当初の条例案第12条「保護者の やくわり の「適切な支援」の具体的な内容の例示として、「指導、 助言等の支援」という文言を追加しています。

#### じょうれいそあん 条 例素案の内容

## でようれい も こ きゅうさいせいど こうもく ~条例に盛り込む救済制度の項目

いじめや虐待などの権利の侵害を受けた子どもに対し て、迅速で適切な救済を図るため、第三者性を有した新 きゅうさいきかん せっち きかん きゅうさいいん たな救済機関を設置します。この機関は、「救済委員」を 中心に、相談員、調査員が連携して問題解決に当たります。 救済委員の主な職務

- ・子どもの権利侵害の相談に応じ、助言や支援を行う。
- ・相談だけで解決が難しい場合、事実確認の調査や当事者の
- 間に入って相互理解を深めるよう調整を行う。
- ・場合によっては、勧告、制度改善の意見 表明等を行い、その内容を公表する。

# けんとうかいぎ、とうしんしょ、 きくせい <mark>検討会議の答申書が作成されました</mark>

検討会議は、平成 19 年 8 月の設置以来、有識者を招い て学習会を開催したり、子どもとの意見交換会を実施し たりしながら、熱心な議論を積み重ね、平成20年2月 に答申書を作成し、札幌市に提出しました。

2月1日の答申書手交式には、検討会議の千葉座長 をはじめ4人の委員が出席。座長からの概要説明につ づいて、委員と市長とが意見交換を行いました。

最後に、市長から、「十分に納得の できる答申書を作成いただいた。 この答申書をしっかりと尊重して じょうれいあん 条 例案を取りまとめていきたい。」 などの。話がありました。



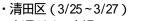
【手交式のようす】

## パネル展を開催します!

子どもの権利条約や条例づくりの経過などをわかり やすくお伝えする「みんなで考えよう!子どもの権利パネ ル展」を今年も、各区民センター、大通ふれあい広場で開催 します。ぜひ、お立ち寄りください。

#### スケジュール

- ・白石区(3/8~3/10)
- ・西 区(3/8~3/11)
- ・東 区(3/12~3/14)
- ・北 区(3/13~3/16)
- ・南 区(3/18~3/20)
- ・豊平区(3/20~3/23)
- ・中央区(3/22~3/24)





【パネル展のようす】

・大通ふれあい広場(3/11~3/23)

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階 パブリックコメント期間は、平成20年3月28日(木)までです(必着)。 公共施設などで配付している意見募集資料に意見を記入し、右の担当課まで、 郵送、ファックス、メール等により送付してください。 ホームページからも資料の閲覧、意見の送付ができます。

札幌市子ども未来局子どもの権利推進課 電話 011-211-2942 ファックス 011-211-2943 Eメール kodomo.kenri@city.sapporo.jp ホームページ http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/

